

宇都宮基署発 1124 第 1 号
平成 29 年 11 月 24 日

一般社団法人宇都宮労働基準協会 殿

宇都宮労働基準監督署長



平成 29 年度「年末年始無災害運動」の実施について（協力要請）

平素から労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当署管内における休業 4 日以上の労働災害は、本年 10 月末現在で 354 件発生しており、前年同期比では 11 件、3.0%減少している状況にあります。しかしながら、災害の内容を見ますと、高所からの「墜落災害」や機械設備による「はさまれ・巻き込まれ災害」など重篤な災害が後を絶たず、さらに、2 名の尊い命が奪われるなど憂慮すべき状況にあります。これら災害を分析しますと、ほとんどの事案で設備の欠陥、安全衛生管理体制の不備、教育不足など基本的な安全対策が十分に実施されていなかったことが大きな原因となっております。

今後、年末年始にかけては何かとあわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・立ち上げ作業等、非常作業も多くなりますことから、各事業場では災害防止のための特別な取組が必要と考えられます。

現在、当署を含めた県内全域において「転倒災害防止 90 日作戦」を展開中ですが、今後、年末年始を中心に労働災害の増加が懸念されますことから、別添の「年末年始無災害運動」実施要綱に基づく本運動につきましても併せて実施することと致しました。

つきましては、本運動の趣旨を十分にご理解いただき、事業場における安全衛生活動が組織的・集中的に実施されますよう、傘下の会員事業場に対して周知を図っていただきますとともに、労働災害防止のため、より一層積極的な取組みを展開していただきますようお願い申し上げます。

※ 本要綱については、栃木労働局ホームページに掲載しておりますので必要に応じてご活用ください。



「年末年始無災害運動」実施要綱

(平成29年12月1日～平成30年1月31日)



1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成28年に1,850人と前年より1.0%増えて3年連続の増加となり、死亡者数は17人と前年より1人増えた。

平成29年は、関係者が一丸となって労働災害防止に向けた緊急の取組を実施し、10月末現在で、死傷者数が1,348人と前年同期より1.8%の減少に至っているところであるが、死亡災害は、10月末現在で7名の尊い命が奪われているといった誠に遺憾な状況にある。このうち2名は10月に被災しており、特に懸念すべき状況であると言える。

現在、労働災害の種類の中で一番多く発生している転倒災害の防止に向け、「転倒災害防止90日作戦」を緊急展開しているところであるが、年末年始を迎えるに当たり、労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、労働災害防止の一層の強化が必要となる。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 実施期間

平成29年12月1日から平成30年1月31日まで

3 運動スローガン

『異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』

(中央労働災害防止協会 第47回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害の撲滅
- (2) 転倒災害の撲滅
- (3) 墜落・転落災害の撲滅
- (4) はさまれ・巻き込まれ災害の撲滅
- (5) 交通労働災害の撲滅

5. 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) リーフレットの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (4) 転倒災害防止対策の徹底
- (5) 墜落・転落災害防止対策の徹底
- (6) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (7) 交通ルールの遵守及び交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (8) 台風等による被害に係る復旧工事等における労働災害防止対策
- (9) 非定常作業における災害防止対策の作成及び見直し
- (10) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (11) 安全衛生パトロールの実施
- (12) 火気の点検・確認等火気管理の徹底
- (13) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (15) 腰痛予防・受動喫煙防止の対策の推進
- (16) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (17) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター・のぼり等の掲示
- (18) その他、各労働基準監督署で進める運動等への積極的な参加・実践